

公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所植物遺伝資源管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所（以下「研究所」という。）の植物遺伝資源（以下遺伝資源という。）を適切に管理することを目的とする。

(管理委員会の設置)

第2条 遺伝資源の適切な管理を行うために、研究所に植物遺伝資源管理委員会（以下委員会といふ。）を置く。

2 委員会は研究所の所長（以下「所長」という。）が委嘱した、次のものをもって構成する。

(1) 学術院の遺伝資源を取扱う教員 3名

(2) 植物遺伝資源管理責任者

(3) 植物遺伝資源管理主任者

(4) その他所長が認める者 若干名

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、研究所の所長をもってあてる。

5 委員長は委員会を招集して会議を主宰する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議・調整を行う。

(1) 遺伝資源の収集・寄託に関すること

(2) 遺伝資源の分譲に関すること

(3) その他遺伝資源の管理に関すること

(遺伝資源の管理)

第4条 遺伝資源の収集・寄託・分譲に関する手続きは次による。

(1) 遺伝資源の収集・寄託・分譲に関しては委員会で審査する。

(2) その他、遺伝資源に関し必要なことは委員会に諮る。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要事項は、所長が委員会の意見を聞いて定める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。